

令和8年2月

市議会定例会議案

(その2)

大牟田市

目 次

番 号	件 名
議案第 9 1 号	令和 8 年度大牟田市一般会計予算
議案第 9 2 号	令和 8 年度大牟田市国民健康保険特別会計予算
議案第 9 3 号	令和 8 年度大牟田市介護保険特別会計予算
議案第 9 4 号	令和 8 年度大牟田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 9 5 号	令和 8 年度大牟田市病院事業債管理特別会計予算
議案第 9 6 号	令和 8 年度大牟田市水道事業会計予算
議案第 9 7 号	令和 8 年度大牟田市公共下水道事業会計予算
議案第 9 8 号	大牟田市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 9 号	大牟田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 0 号	大牟田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 1 号	大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 2 号	大牟田市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 3 号	大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 4 号	地方独立行政法人大牟田市立病院第 5 期中期計画の認可について
議案第 1 0 5 号	筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について
報告第 1 8 号	大牟田市土地開発公社の事業計画について
報告第 1 9 号	公益財団法人大牟田市文化振興財団の事業計画について

議案第91号

令和8年度大牟田市一般会計予算

令和8年度大牟田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,440,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位千円)

款	項	金 額
---	---	-----

1	市	税	15,282,050
	1	市民税	5,563,490
	2	固定資産税	8,050,240
	3	軽自動車税	396,630
	4	市たばこ税	913,680
	5	都市計画税	351,100
	6	入湯税	6,910
2	地方譲与税		305,306
	1	地方揮発油譲与税	60,000
	2	自動車重量譲与税	220,000
	3	特別とん譲与税	10,000
	4	森林環境譲与税	15,306
3	利子割交付金		30,000
	1	利子割交付金	30,000
4	配当割交付金		130,000
	1	配当割交付金	130,000
5	株式等譲渡所得割交付金		150,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	150,000
6	法人事業税交付金		350,000
	1	法人事業税交付金	350,000
7	地方消費税交付金		3,050,000
	1	地方消費税交付金	3,050,000

8	ゴルフ場利用税金 交付金		10,000	
		1	ゴルフ場利用税金 交付金	10,000
9	環境性能割金 交付金		60,000	
		1	環境性能割金 交付金	60,000
10	地方特例交付金		80,001	
		1	地方特例交付金	80,000
		2	新型コロナウイルス 感染症対策地方税 減収補填特別交付金	1
11	地方交付税		14,200,000	
		1	地方交付税	14,200,000
12	交通安全対策 特別交付金		15,000	
		1	交通安全対策 特別交付金	15,000
13	分担金及び負担金		133,989	
		1	負担金	133,989
14	使用料及び手数料		1,451,076	
		1	使用料	639,753
		2	手数料	811,323
15	国庫支出金		13,460,533	
		1	国庫負担金	11,591,465
		2	国庫補助金	1,828,135
		3	委託金	40,933
16	県支出金		5,188,660	
		1	県負担金	3,512,261

	2 県補助金	1,472,985
	3 委託金	203,414
17 財産収入		286,983
	1 財産運用収入	53,242
	2 財産売却収入	233,741
18 寄付金		306,449
	1 寄付金	306,449
19 繰入金		1,837,334
	1 特別会計繰入金	73,398
	2 基金繰入金	1,763,936
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		1,838,619
	1 延滞金、加算金及び過料	12,301
	2 市預金利子	5,500
	3 貸付金元利収入	408,688
	4 雑収入	1,412,130
22 市債		4,174,000
	1 市債	4,174,000
歳入合計		62,440,000

(歳出)

款	項	金額
---	---	----

1	議 会 費	3 6 7, 0 8 6
	1 議 会 費	3 6 7, 0 8 6
2	総 務 費	5, 9 4 1, 8 8 4
	1 総 務 管 理 費	4, 7 3 3, 6 0 4
	2 徴 税 費	5 5 8, 7 0 4
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	3 9 6, 8 7 0
	4 選 挙 費	4 9, 0 1 0
	5 統 計 調 査 費	1 5 4, 4 5 4
	6 監 査 委 員 費	3 9, 8 1 8
	7 交 通 安 全 対 策 費	9, 4 2 4
3	民 生 費	2 4, 6 7 6, 5 4 8
	1 社 会 福 祉 費	9, 7 3 7, 4 2 9
	2 児 童 福 祉 費	8, 2 6 8, 0 5 4
	3 生 活 保 護 費	6, 6 6 2, 3 7 5
	4 災 害 救 助 費	8, 6 9 0
4	衛 生 費	6, 7 9 3, 9 5 9
	1 保 健 衛 生 費	1, 6 9 1, 5 7 0
	2 環 境 費	1, 4 5 9, 1 1 5
	3 清 掃 費	3, 5 9 1, 0 7 6
	4 上 水 道 費	5 2, 1 9 8
5	農 林 水 産 業 費	6 9 1, 5 6 4
	1 農 業 費	6 4 0, 3 3 7

	2 林 業 費	28,618
	3 水 産 業 費	22,609
6 商 工 費		1,626,204
	1 商 工 費	1,626,204
7 土 木 費		3,323,381
	1 土 木 管 理 費	177,679
	2 道 路 橋 梁 費	1,063,549
	3 河 川 費	556,425
	4 都 市 計 画 費	791,809
	5 住 宅 費	733,919
8 消 防 費		1,524,902
	1 消 防 費	1,524,902
9 教 育 費		5,978,721
	1 教 育 総 務 費	2,025,540
	2 小 学 校 費	1,100,715
	3 中 学 校 費	1,991,684
	4 特 別 支 援 学 校 費	138,538
	5 社 会 教 育 費	485,237
	6 保 健 体 育 費	237,007
10 災 害 復 旧 費		6,000
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,000

	3 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	2,000
11 公 債 費		5,104,738
	1 公 債 費	5,104,738
12 諸 支 出 金		6,395,013
	1 繰 出 金	4,104,339
	2 公 営 企 業 費	1,820,809
	3 基 金 費	469,865
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		62,440,000

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
7 土 木 費	3 河 川 費	手鎌野間川河川改良事業（工事委託・用地補償業務）	千円 913,700	令和8年度	千円 200,300
				令和9年度	364,700
				令和10年度	205,100
				令和11年度	143,600
9 教 育 費	2 小 学 校 費	体育館空調設備設置事業	642,334	令和8年度	18,780
				令和9年度	251,762
				令和10年度	371,792
9 教 育 費	3 中 学 校 費	体育館空調設備設置事業	198,909	令和8年度	5,220
				令和9年度	78,128
				令和10年度	115,561

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
コンビニ収納事務委託	令和9年度	収納1件当たりの額に収納取扱件数を乗じて得た額と基本料金の合計額
クレジット収納事務委託	令和9年度	収納1件当たりの額に収納取扱件数を乗じて得た額と基本料金の合計額
市民課窓口業務民間委託	令和9年度から 令和11年度まで	351,677千円
ポスター掲示場設置等業務委託	令和9年度	6,820千円
地域包括支援センター運営業務及び生活支援コーディネーター設置業務委託	令和9年度から 令和14年度まで	1,416,576千円
手鎌学童保育所業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	153,744千円
明治学童保育所業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	76,872千円
天領学童保育所業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	153,744千円
大牟田中央学童保育所業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	153,744千円
手鎌学童クラブ業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	76,872千円
公用車保守点検業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	20,611千円
資源物（空きビン、スプレー缶、古布・古着類）回収及び容器配置業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	195,073千円
資源物（空き缶・ペットボトル等）回収業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	114,616千円
資源物（紙類）回収業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	150,688千円
資源物（その他のプラスチック）再商品化業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	67,596千円
清掃自動車（パッカー車）購入	令和9年度	15,873千円

清掃自動車 (ダンプ車)購入	令和9年度から 令和10年度まで	18,127千円
東部環境センター 運転管理業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	675,631千円
農業近代化資金利子補給	令和9年度から 令和23年度まで	融資平均残高の1%以内の額
漁業近代化資金利子補給	令和9年度から 令和23年度まで	融資平均残高の0.5%以内の額
中小企業融資資金(一般・小規模企業者・地域対策融資資金)信用保証に係る損失補償	令和9年度から 令和22年度まで	保証総額に代位弁済率(100分の4)を乗じて得た額に保証協会損失率(10分の3)を乗じて得た額の2分の1の額
地域対策融資資金保証料補給	令和9年度から 令和18年度まで	融資残高の0.8%以内の額
新規創業融資資金信用保証に係る損失補償	令和9年度から 令和22年度まで	保証総額に代位弁済率(100分の7)を乗じて得た額に保証協会損失率(10分の3)を乗じて得た額の3分の2の額
新規創業融資資金保証料補給	令和9年度から 令和18年度まで	融資残高に10万分の475(スタートアップ創出促進保証制度利用分は10万分の375)を乗じて得た額
まちづくり基金事業費補助	令和9年度	14,000千円
排水対策基本計画 事業検証業務委託	令和9年度	5,600千円
学校給食調理業務委託 (みなと小学校、天領小学校、駿馬小学校、天の原小学校及び大正小学校分)	令和9年度から 令和13年度まで	581,650千円
小学校外国語指導業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	31,680千円
小学校・中学校・特別支援学校 LED照明器具賃貸借	令和9年度から 令和16年度まで	183,000千円
体育館空調機器賃貸借 (大正小学校、中友小学校及び松原中学校分)	令和9年度から 令和15年度まで	18,000千円
中学校外国語指導業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	15,840千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展 特別対策事業費	千円 36,000	証書借入れ 又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。
デジタル活用推進事業費	225,500			
近代化産業遺産施設 整備事業費	13,800			
公共施設等整備事業費	81,400			
ライティング整備事業費	4,500			
文化会館施設整備事業費	550,300			
市民活動等多目的交流施設 整備事業費	12,200			
明治町集会所整備事業費	45,300			
災害援護貸付金	3,500			
保育所等施設整備事業費	49,700			
福岡県南広域水道 企業団出資金	2,900			
浄化槽設置整備事業費	112,700			
清掃運搬施設整備事業費	25,500			
葬斎場整備事業費	44,900			
農業用施設整備事業費	191,400			
農地等保全管理事業費	34,800			
まちなか再生整備事業費	58,500			
観光施設整備事業費	11,300			
道路橋梁整備事業費	621,000			
港湾整備事業費	40,800			
河川改良事業費	402,300			

都市計画事業費	193,700			
住宅建設事業費	150,500			
消防施設整備事業費	34,700			
世界遺産関連施設整備事業費	4,900			
体育施設整備事業費	17,600			
社会教育施設整備事業費	13,000			
学校施設整備事業費	1,189,100			
農林水産施設災害復旧費	100			
土木施設災害復旧費	100			
教育施設災害復旧費	2,000			
計	4,174,000			

提案理由

一般会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第92号

令和8年度大牟田市国民健康保険特別会計予算

令和8年度大牟田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,563,742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した療養給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,593,413
	1 国民健康保険税	1,593,413
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 県支出金		10,707,486
	1 県補助金	10,707,486

4 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
5 諸 収 入		48,465
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11,501
	2 市 預 金 利 子	10
	3 雑 入	36,954
6 繰 入 金		1,114,327
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,114,327
7 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
歳 入 合 計		13,563,742

(歳 出)

款	項	金 額
1 総 務 費		198,639
	1 総 務 管 理 費	198,345
	2 運 営 協 議 会 費	294
2 保 険 給 付 費		10,368,443
	1 療 養 諸 費	8,798,154
	2 高 額 療 養 費	1,527,689
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	35,000
	5 葬 祭 諸 費	7,500

3 国民健康保険 事業費納付金		2,802,820
	1 医療給付費分	1,975,375
	2 後期高齢者 支援金等分	591,922
	3 介護納付金分	181,151
	4 子ども・子育て 支援納付金分	54,372
4 保健事業費		176,489
	1 保健事業費	176,489
5 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
6 諸支出金		16,350
	1 償還金及び 還付加算金	16,350
7 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		13,563,742

提案理由

国民健康保険特別会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第93号

令和8年度大牟田市介護保険特別会計予算

令和8年度大牟田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,503,272千円と定め、介護保険事業勘定の歳入歳出予算を13,503,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 介護保険事業勘定中第2款保険給付費に計上した介護給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算
介護保険事業勘定

(歳入)

(単位千円)

款	項	金額
1 保 険 料		2,340,690
	1 介 護 保 険 料	2,340,690

2 国庫支出金		3,600,722
	1 国庫負担金	2,311,139
	2 国庫補助金	1,289,583
3 支払基金交付金		3,514,168
	1 支払基金交付金	3,514,168
4 県支出金		1,852,452
	1 県負担金	1,785,567
	2 県補助金	66,885
5 財産収入		11,761
	1 財産運用収入	11,761
6 繰入金		2,182,605
	1 一般会計繰入金	2,133,323
	2 基金繰入金	49,282
7 諸収入		873
	1 延滞金、加算金 及び過料	2
	2 雑収入	871
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		13,503,272

(歳出)

款	項	金額
1 総務費		317,823

	1 総務管理費	150,539
	2 徴収費	11,272
	3 介護認定費	156,012
2 保険給付費		12,605,258
	1 介護サービス等諸費	11,364,115
	2 予防サービス等諸費	600,358
	3 審査支払手数料	8,127
	4 高額介護サービス等諸費	355,398
	5 特定入所者介護サービス等諸費	227,854
	6 高額医療合算介護サービス等諸費	49,406
3 地域支援事業費		489,499
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	402,465
	2 包括的支援等事業費	87,034
4 基金積立金		11,765
	1 基金積立金	11,765
5 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
6 諸支出金		4,530
	1 償還金及び償還付加算金	4,530
7 繰出金		73,397
	1 繰出金	73,397
歳出合計		13,503,272

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域ケア会議運営業務及び 介護予防ケアマネジメント等 業 務 委 託 等	令和9年度から 令和14年度まで	地域ケア会議開催1件当たりの 額に開催件数を乗じて得た額と 介護予防ケアマネジメント等1 件当たりの額に取扱件数を乗じ て得た額の合計額

提案理由

介護保険特別会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第94号

令和8年度大牟田市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度大牟田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,708,560千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位千円)

款	項	金額
1 保 険 料		1,788,509
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,788,509
2 諸 収 入		5,362
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	300
	2 雑 入	5,062
3 繰 入 金		856,689
	1 一 般 会 計 繰 入 金	856,689
4 繰 越 金		58,000
	1 繰 越 金	58,000
歳 入 合 計		2,708,560

(歳出)

款	項	金額
---	---	----

1 総務費		74,206
	1 総務管理費	74,206
2 広域連合負担金		2,629,354
	1 広域連合負担金	2,629,354
3 諸支出金		5,000
	1 償還金及び 還付加算金	5,000
歳出合計		2,708,560

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 95 号

令和 8 年度大牟田市病院事業債管理特別会計予算

令和 8 年度大牟田市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 678,411 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大牟田市長 関 好 孝

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位千円)

款	項	金額
1 公債費負担金		426,111
	1 公債費負担金	426,111
2 市債		252,300
	1 市債	252,300
歳入合計		678,411

(歳出)

款	項	金額
1 公債費		426,111
	1 公債費	426,111
2 貸付金		252,300

	1 貸 付 金	2 5 2 , 3 0 0
歳 出 合 計		6 7 8 , 4 1 1

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業費	千円 252,300	証書借入れ 又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。
計	252,300			

提案理由

病院事業債管理特別会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第96号

令和8年度大牟田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大牟田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数(年度末戸数)	52,145戸
(2) 年間総給水量	9,425,593 m ³
(3) 1日平均給水量	25,824 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水管整備費	318,996千円
イ 改良費	107,000千円
ウ 営業設備費	18,459千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	2,690,900千円	
第1項 営業収益	2,442,013千円	
第2項 営業外収益	247,675千円	
第3項 特別利益	1,212千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	2,647,209千円	
第1項 営業費用	2,484,487千円	
第2項 営業外費用	159,213千円	
第3項 特別損失	3,309千円	
第4項 予備費	200千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額652,030千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,223千円、当年度分損益勘定留保資金603,134千円、減債積立金8,673千円で補填するものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	431,458千円
第1項 企業債	285,300千円
第2項 工事補助及び負担金	48,141千円
第3項 出資金	55,297千円
第4項 国庫補助金	6,280千円
第5項 他会計補助金	28,004千円
第6項 固定資産売却代金	8,436千円

支	出
第1款 資本的支出	1,083,488千円
第1項 建設改良費	504,797千円
第2項 企業債償還金	578,691千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業	令和9年度から 令和23年度まで	9,820,655千円に物価変動に伴う増減額を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	千円 285,300	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 320,091千円

(2) 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、101,844千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、27,500千円と定める。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

水道事業会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第97号

令和8年度大牟田市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大牟田市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 水洗化戸数(年度末戸数) | 33,627戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 8,692,627m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 23,815m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 公共下水道築造費 | 1,287,500千円 |
| イ 施設設備費 | 43,421千円 |
| ウ 施設改良費 | 455,239千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	4,264,022千円	
第1項 営業収益	2,500,891千円	
第2項 営業外収益	1,760,203千円	
第3項 特別利益	2,928千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	3,744,913千円	
第1項 営業費用	3,395,794千円	
第2項 営業外費用	348,727千円	
第3項 特別損失	192千円	
第4項 予備費	200千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,475,942千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,044千円、当年度分損益勘定留保資金865,953千円及び減債積立金535,945千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1, 887, 112千円
第1項 企業債	891, 400千円
第2項 国庫補助金	744, 000千円
第3項 負担金及び交付金	95, 286千円
第4項 他会計補助金	146, 062千円
第5項 他会計出資金	4, 535千円
第6項 固定資産売却代金	5, 829千円

支 出	
第1款 資本的支出	3, 363, 054千円
第1項 建設改良費	1, 884, 491千円
第2項 企業債償還金	1, 478, 563千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業 白川排水区雨水 管渠整備（R8-1 工区）工事	千円 600,000	令和8年度	千円 240,000
				令和9年度	360,000
		公共下水道事業 浜田町ポンプ場 西エンジン改築工事	200,000	令和8年度	80,000
				令和9年度	120,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項		期 間	限 度 額
水洗便所改造等 融 資 金	利子補給	令和9年度から 令和13年度まで	融資あっせん額のうち水洗便所1 か所当たり大牟田市公共下水道排 水設備の設置及び水洗便所普及促 進に関する規程（平成14年企業管 理規程第19号）第11条第1項に規 定する額に対する利子補給 年利 2.8%以内の額
	債務保証	令和9年度から 令和13年度まで	融資あっせん総額及び利子

下水処理場等の包括的維持管理業務委託（追加分）	令和9年度から令和14年度まで	47,850千円
-------------------------	-----------------	----------

（企業債）

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 891,400	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。

（一時借入金）

第8条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 344,037千円
- (2) 交際費 100千円

（他会計からの補助金）

第11条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、763,374千円である。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

公共下水道事業会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 98 号

大牟田市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
大牟田市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市事務分掌条例の一部を改正する条例
大牟田市事務分掌条例（平成 10 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「防災危機管理室 まちなか活性化推進室」を「防災危機管理室」に改める。

第 2 条 まちなか活性化推進室の分掌事務を削り、同条産業経済部の分掌事務に次の 1 号を加える。

(4) まちなかの活性化に関すること。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

組織機構の見直しを行うに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 99 号

大牟田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大牟田市職員等の旅費に関する条例（昭和 26 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 12 条」を「一第 7 条」に改め、「旅費」の次に「の種目及び内容」を加え、「第 13 条～第 24 条の 2」を「第 8 条一第 18 条」に、「第 25 条～」を「第 19 条一」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、企業管理者及び」を「及び企業管理者（以下「市長等」という。）並びに」に改め、「除く」の次に「。以下「一般職の職員」という」を加え、同項第 3 号中「在勤公署」の次に「（常時勤務する在勤公署のない場合又は各部局の長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 4 号中「監査委員」の次に「、公平委員会委員長」を加え、同項第 5 号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 6 項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「その出発前に」を削り、「旅行命令等を取り消され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「があるときは」を「のうち」に改め、「当該金額のうち」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第 7 項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「交通機関の事故その他不可抗力の理由」を「天災その他規則で定める事情」に、「失った」を「喪失した」に改める。

第 4 条第 1 項中「各部局の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権

者」という。) 」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更(取消を含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に改め、同条第4項本文中「又はこれ」を「、又はこれ」に、「記載し」を「記載又は記録をし」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「記載し、これを提示する」を「記載又は記録をする」に、「発し又は」を「発し、又は」に改め、同条第5項中「記載し」を「記載又は記録をし」に、「提示し」を「通知し」に改め、同条第6項中「及び様式は規則で」を「又は記録事項は、市長が別に」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条を第6条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後において、その者に対して支出し、又は支払う給与又は

旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。）をもって提出することができる。

6 第1項に規定する請求書及び必要な書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が別に定める。

第8条から第12条までを削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運

賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して市長等又は一般職の職員の区分に応じて規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第18条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は1夜当たり2,400円とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市長が別に定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、そ

の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命じられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第3章中第25条の前に次の6条を加える。

(市内旅費)

第19条 職員が市内に出張したときは、前章の規定にかかわらず、市内旅費を支給する。

2 前項の市内旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 各部局の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第23条 職員の外国旅行の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及びこれに基づく命令を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する者の職務の級は、市長が別に定める。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、必要に応じ、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とすることができる。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、必要に応じ、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とすることができる。

第26条を削り、第27条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 旅費の支出命令者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第1及び別表第2を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の大牟田市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表上記以外の特別職の職員の項中「の規定による行政職給料表7級以下の職務にある者」を「に規定する一般職の職員」に改める。

(大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「行政職給料表7級以下の職務にある者」を「一般職の職員」に改める。

(大牟田市選挙管理委員会が管理執行する選挙等における選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 大牟田市選挙管理委員会が管理執行する選挙等における選挙長等の報酬及び費用弁償条例(昭和34年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「行政職給料表7級以下の職務にある者」を「一般職の職員」に改める。

(大牟田市議会等に出頭する証人等の費用弁償条例の一部改正)

第6条 大牟田市議会等に出頭する証人等の費用弁償条例(昭和23年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(旅行雑費を除く。)」を削る。

第4条を削る。

第5条中「支給方法は」の次に「、大牟田市職員等の旅費に関する条例に規定する」を加え、同条を第4条とする。

(大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成23年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条中「行政職給料表7級以下の職務にある者（以下「7級以下の者」という。）」を「一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）」に、「7級以下の者の」を「一般職の職員の」に改める。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正により国家公務員の旅費の支給制度の見直しが行われたことに伴い、市職員等の旅費についても、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した支給を行うため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第100号

大牟田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
大牟田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市営住宅条例の一部を改正する条例
大牟田市営住宅条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表大牟田市営築島住宅の項、大牟田市営三里町住宅の項及び大牟田市営千代町住宅の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

大牟田市営築島住宅、大牟田市営三里町住宅及び大牟田市営千代町住宅を廃止するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第101号

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例

大牟田市介護保険条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

付則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が当該合計所得金額に含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,

000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が当該合計所得金額に含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が当該合計所得金額に含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての

第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令

で定める基準に従い大牟田市市税条例（昭和25年条例第33号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い大牟田市市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い大牟田市市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の令和8年度保険料率の算定に関する所得の額の算定方法等の特例を定めるため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第102号

大牟田市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
大牟田市立中学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市立中学校設置条例の一部を改正する条例
大牟田市立中学校設置条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

白光中学校	大牟田市椿黒町32番地
-------	-------------

を

」

「

桜花中学校	大牟田市椿黒町32番地
-------	-------------

に、

」

「

白銀中学校	大牟田市大字田隈338番地
甘木中学校	大牟田市大字甘木613番地1

を

」

「

白銀中学校	大牟田市大字田隈338番地
-------	---------------

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提案理由

大牟田市立白光中学校及び大牟田市立甘木中学校を再編し、新校を開校するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第103号

大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成23年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 機能別団員の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般機能別団員 消防職員又は団員の経験を有する者であって、60歳以上65歳以下である機能別団員をいう。

(2) 学生機能別団員 大学、高等専門学校又は専修学校の学生である機能別団員をいう。

別表第1機能別団員の項中「機能別団員」を「一般機能別団員」に改め、同項の次に次のように加える。

学生機能別団員	10,000円
---------	---------

付 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第5条の規定に基づき任命されている機能別団員（同日をもって退職する者を除く。）であって、施行日において改正後の大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第5条第2項第1号に該当するものは、施行日をもって、別に辞令を用いることなく、同号に規定する一般機能別団員に任命されたものとみなす。

提案理由

特定の職務のみに従事する消防団員である機能別団員について、学生機能別団員を導入するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第104号

地方独立行政法人大牟田市立病院第5期中期計画の認可について
地方独立行政法人大牟田市立病院から地方独立行政法人大牟田市立病院第5期中期計画（別紙）に係る認可申請があったので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により同計画を認可するものとする。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

地方独立行政法人大牟田市立病院第5期中期計画を認可するに当たり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を求める。

議案第105号

筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、筑後地域消防通信指令事務協議会規約を次のとおり変更する。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

筑後地域消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する規約

筑後地域消防通信指令事務協議会規約（平成24年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

本則中「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

久留米広域市町村圏事務組合の名称変更に伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会規約を変更するため、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

報告第18号

大牟田市土地開発公社の事業計画について

大牟田市土地開発公社の令和8年度事業計画を次のとおり提出する。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

令和8年度大牟田市土地開発公社事業計画

1 公有地取得事業

公共用地等について、大牟田市からの緊急な取得依頼に対応していく。

2 土地造成事業

- (1) 中核的拠点整備事業企業誘致用地の処分に取り組む。
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）第5条に基づく買取りの申出による取得依頼に対応していく。

3 賃貸事業

事業用定期借地権による中核的拠点整備事業企業誘致用地貸付地の適正な管理を行う。

4 業務内訳

(1) 土地取得及び造成

事業名	面積	事業費 (造成費等を含む。)	備考
公有地取得事業	平方メートル 2,000	千円 50,000	公共用地先行取得用地
土地造成事業	2,000	50,000	公拡法第5条用地
計	4,000	100,000	

(2) 土地貸付

事業名	面積	賃貸借料	備考
賃貸事業	平方メートル 9,711	千円 4,702	中核的拠点整備事業企業誘致用地

提案理由 大牟田市土地開発公社の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出する。

報告第19号

公益財団法人大牟田市文化振興財団の事業計画について

公益財団法人大牟田市文化振興財団の令和8年度事業計画を次のとおり提出する。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

令和8年度公益財団法人大牟田市文化振興財団事業計画

大牟田市による大牟田文化会館の指定管理者の指定に基づき、大牟田文化会館の効率的な管理運営を行い、施設及び設備の保守整備に努めるとともに、次の事業を行う。

1 文化芸術の振興及び地域文化の活性化を図る事業

地域住民の文化振興に寄与することを目的に、次の事業を行う。事業については、地域住民の文化活動への関心や参加意欲を高めるよう内容の充実に努めるとともに、地域や文化団体等との連携を通して文化の向上を図る。

ア	音 楽	7回
イ	美 術	3回
ウ	プラネタリウム	5回
エ	そ の 他	11回

2 地域の文化芸術に関する情報の収集及び提供

地域の文化芸術に関する情報の収集に努めるとともに、情報誌「ゆにぞん」等により大牟田市及び有明圏域定住自立圏の区域における住民等への情報の発信に努める。

提案理由

公益財団法人大牟田市文化振興財団の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出する。